

地方公会計システム保守等委託業務仕様書

第1 基本事項

1 目的

本業務は、令和4年度に構築した地方公会計システムの運用、保守管理を目的とする。

2 事業概要

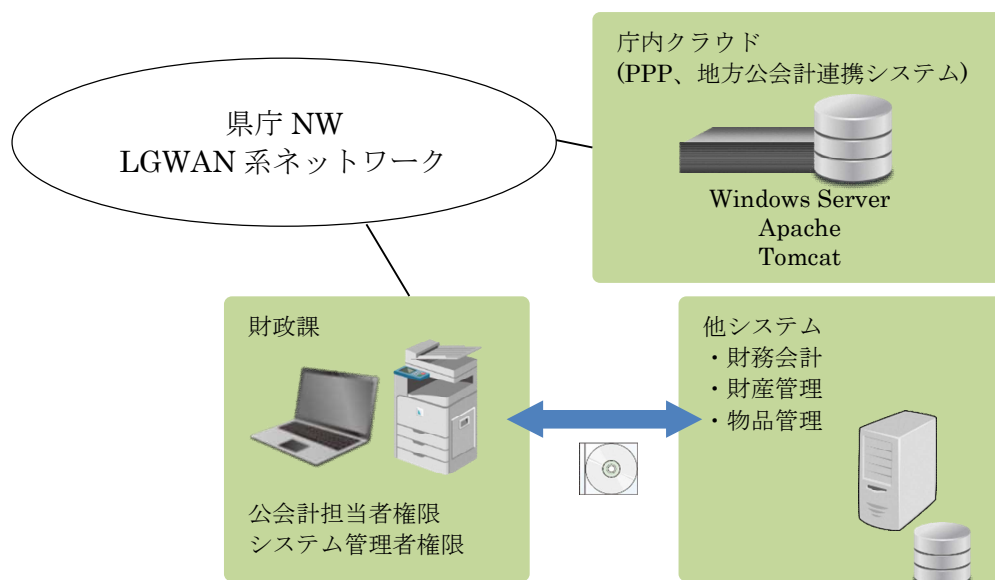
本システムは、財務会計システム、財産管理システム等から財務書類作成に必要なデータ引継を行い、総務省より示された統一的な基準による財務書類等の作成を行うものである。

3 システムの概要

システムの構成及び構成機器のリストは、下記のとおりである。

<システム構成>

下記構成図のとおり。



(2) 地方公会計システム

○ハードウェア（令和4年7月構築）

- ・ 庁内クラウドの仮想マシンを利用

○ソフトウェア（令和4年7月構築）

- ・ 公会計システム「PPPver5 新統一基準対応版」（株式会社システムディ）
 - ①固定資産台帳機能
 - ②財務書類作成機能
 - ③活用機能
- ・ OS : Windows server 2019 Standard
- ・ DBMS : Oracle Database 19c
- ・ セキュリティ管理 : McAfee Virus Scan
- ・ システム動作環境 : IIS

(3) 地方公会計連携システム

○ハードウェア（令和4年7月構築）

- ・ 庁内クラウドの仮想マシンを利用

○ソフトウェア（令和4年7月構築）

- ・ OS : Windows server 2019
- ・ DBMS : Oracle Database 19c
- ・ セキュリティ管理 : McAfee Virus Scan
- ・ システム動作環境 : Apache HTTP Server 2.4
Apache Tomcat 9.0
Java SE 11

※クライアントは、OAパソコンを使用する。

- ・ ブラウザ : Microsoft Edge（地方公会計システム）
Microsoft Edge（地方公会計連携システム）

第2 委託業務の対象

システムの運用、ソフトウェア保守の各業務の委託対象は、上記第1の3に掲げるシステム及びその構成機器とする。

第3 委託業務の体制

運用、保守業務体制について、体制図を持って報告し、承認を得たうえで業務に着手すること。また、運用・保守業務の責任者を任命し、体制図と併せて報告すること。

運用・保守業務のサービス時間帯は、祝祭日・年末年始休暇を除く平日の執務時間（8:30～17:15）とする。

第4 委託業務の内容

乙は、次の各項で定める委託業務を、甲の指示により実施するものとし、乙が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、甲に報告しなければならない。この方法については甲との協議の上、別途定めるものとする。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

1 システム運用業務

(1) 運用管理

運用に関するマニュアルの整備、更新を行うこと。

(2) ソフトウェア構成管理

利用するソフトウェアのライブラリ管理を適切に行うこと。

定期的な修正パッチの適用やバージョンアップは、システムへの影響や作業内容を事前に協議し、適用可否を判断すること。必要と判断した場合は、迅速に適用を行うこと。

(3) セキュリティ管理

本システムへのアクセスログを少なくとも1年以上保存し、必要に応じて分析調査・報告・提供するなど、適切なセキュリティ対策をとること。

(4) ドキュメント管理

各種の設計書、運用マニュアル及び手順書などのドキュメントを常に最新化し適切に管理すること。

(5) メーカーサポート及びミドルウェア等の契約について

動作に必要なミドルウェアを含む内容について乙が契約を締結し、またその費用は見積に含めること。

(6) システム運用時間

①システムの運用時間については、保守計画停止を除き、24時間365日常時稼働すること。特に、甲の開庁時間（高知県の休日以外の日の8:30～17:15、以下同じ。）内はユーザに対して原則無停止のサービスとすること。

②メンテナンス等でシステム停止が必要な場合は、原則1ヶ月前までにその方法、頻度、必要な停止時間を甲と協議すること。

(7) 問い合わせ対応

委託期間中、甲からの操作方法や技術的な問合せに電話、FAX、電子メール等により対応すること。

(8) 障害対応

①サーバに障害が発生した場合は、指定するメールアドレスに障害発生を通知する機能等を有すること。

②問題の原因が、ネットワークやオープン基盤側にある場合においても、問題が完全に解決するまでの間、対応の手順等について主体的にネットワーク業者、基盤管理者等と調整を行い、自らの責務として責任を持って対処すること。

③甲は、障害発生時に必要に応じて対策会議を実施することがある。その場合には会議に参加し、必要な情報の開示、対策の提案、作業及び支援を行うこと。

(9) 運用に関する計画

本システムの運用に関する計画を作成し、甲の承認を受けること。

(10) その他

①年度移行に伴う作業

組織変更に伴う必要な更新作業を行うこと。

②ガイドラインに沿って、定期的なログ分析に必要な作業、支援を行うこと。

2 ソフトウェア保守業務

(1) バージョンアップに係る対応

本システムで使用するOS等のソフトウェアのバージョンアップに係る対応を行うこと。

(2) 更新ファイルの適用作業

システムで使用しているソフトウェア製品に関して、システム及びネットワーク等に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつ、その対応が緊急を要する場合は、協議のうえ、必要な緊急更新ファイルの適用作業を速やかに実施すること。

3 保守に関する計画

本システムの保守に関する手順書を作成すること。

4 業務サポート

(1) マスタデータ作成支援

マスタデータの作成に当たり必要な助言等を行うこと。

(2) 歳入歳出データ加工業務

財務会計システムより抽出した歳入歳出データ・戻入戻出データを加工し、決算額と合わせた歳入歳出データを作成すること。

(3) 運用アドバイス支援業務

地方公会計システムにおける財務諸表作成における問い合わせやエラー対応等に関する専門的なアドバイス支援を行う体制を整えること。なお、アドバイス支援に当たっては、公会計制度に精通した公認会計士を1名以上配置すること。

(4) マッチング及び異動データワークシート等作成支援業務

甲が作成した地方公会計システムのマッチング及び異動データワークシートについて、「地方公会計マニュアル」に基づき、以下の支援を行うこと。

①マッチングワークシートでは、資金取引の伝票に対する資産計上（資本的支出）又は費用処理の会計的判断の支援を行ったうえ、資産計上（資本的支出）にあたる場合は資産名称・耐用年数等の属性情報がシステム取込に必要な項目が正確に入力されているか確認を行うこと。

②異動データワークシートでは、非資金取引による固定資産の増減データについて、資産名称・耐用年数等の属性情報が正しく入力されているか確認を行うこと。

③その他、地方公会計システム上で作成が必要なワークシートについて、必要に応じて正しく入力されているか確認を行うこと。

(5) マッチング及び異動データワークシート取込支援業務

地方公会計システムのマッチング及び異動データワークシート等について、システム取込を行うこと。

システム取込時、取込エラーが発生した場合、エラー原因を特定し解消する支援を行うこと。

(6) 決算整理仕訳作成に関する支援業務

「地方公会計マニュアル」に基づき、決算整理仕訳を行うこと。

(7) 財務四表の出力・数値検証業務

甲が作成した財務四表について、「地方公会計マニュアル」に基づき数値の正確性の検証を行うこと。

5 その他

(1) 上記以外で不測の状況が生じたときは、その都度、甲と協議すること。

(2) リモートメンテナンスネットワークシステムの利用を希望する場合には、乙が接続用回線を用意すること。

第5 委託業務のサービス要件

1 本委託業務の実施において、高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

2 乙は、本仕様に基づくすべての作業に関して、甲が提供した業務上の情報について、これを一切第三者に開示したり、漏洩したりしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

3 業務目的以外での業務システムへのアクセス、メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行わないこと。

4 業務上のデータを庁外に持ち出してはならない。ただし、甲の許可がある場合

には、この限りではない。

- 5 甲が所有する情報媒体等を無断で複写し、又は複製してはならない。
- 6 事故が生じたときは、直ちに甲に報告するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に提出し、甲の指示に従い、その解決に努めなければならない。
- 7 本委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6 委託業務の成果品

1 成果物及び納入期限

乙は、本委託業務における成果物の内容及び体裁、部数、納入期限について、甲とあらかじめ十分協議し、その承認を受けた後、指定された様式等で作成すること。

なお、現在想定している主な成果物及び納入期限は次のとおり。

(1) 運用・保守に係る提出物

- ア 運用・保守マニュアル 更新等があった場合に保守開始10日以前
- イ 各種コード表 更新等があった場合に10日以前
- ウ 歳入歳出データ加工 情報等提供後30日以内
- エ マッチングデータ及び異動データ 適宜

(2) 委託業務完了報告書 当年度末まで※業務完了後7日以内に報告 (作業実績工数を明記すること)

(3) その他打ち合わせの中で必要とした書類 適宜

2 納入方法

成果物の納入方法は以下のとおりとする。

- (1) 甲が通常利用しているPC等で利用できるCD-R、DVD-R等を原則とすること。
- (2) 電子媒体での納入に際しては、原則1媒体での納入とするが、やむを得ず複数の媒体に分けて納入する場合は、別途甲と協議の上、決定すること。
- (3) 電子媒体に保存する形式は、プログラムを除きMicrosoft Word、Excel、PowerPoint又はPDF形式とする。
- (4) 成果物は、納入後に甲において改変が可能となるよう、図表等の元データ(Excel等で作図したデータ等)も併せて納入すること。

第7 その他

- 1 甲からの問い合わせに対し、迅速、適切かつ丁寧な回答を行うこと。
- 2 乙は、甲の機密事項及び他の企業の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- 3 本仕様書に記載されていない事項については、両者が協議の上、決定するものとする。

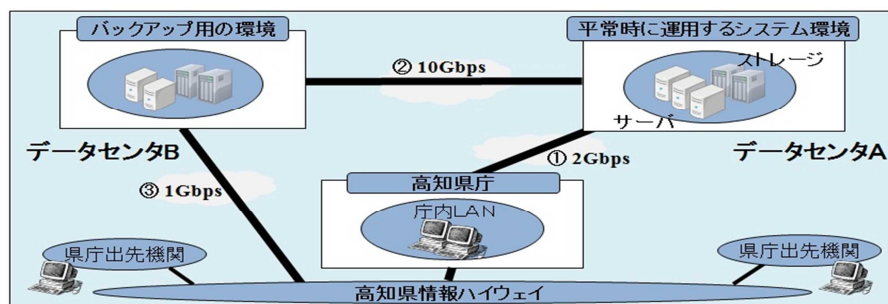
(注) 甲は委託者である県を、乙は受託者を指す。

第 3 次庁内クラウドについて

1 概要

オンプレミスの仮想化基盤

通常時は、庁内システムを平常時用の「データセンタ A」で稼働させ、下図の①の通信回線を用いて庁内システムを利用する。インターネット接続には高知県セキュリティクラウドを経由することから利用できるポートに制限があります。



2 仕様

(1) 仮想化ソフトウェア VMware vSphere 7 Enterprise

VMwareTools のインストールが必要です。

(2) 庁内クラウドで用意しているソフトウェア

- Windows Server 2019 (CAL 含む) ※ダウングレード権あり
- Red Hat Enterprise Linux
- Oracle Database Standard Edition2
- Oracle Java SE Subscription
- McAfee VirusScan Enterprise Ver 8.8 ※サーバ用あり

(3) 仮想マシン仕様

- 仮想 CPU 数 1, 2, 4, 8
- メモリ 16GB まで (必要に応じて調整)
- ストレージ 1,000GB

バックアップはスナップショットにより行うことができます (7 世代まで、VMwareTools インストール必須)。

ファイル単位でのバックアップは業務システム側で行ってください。

- 監視機能有り (CPU 稼働率、ポート監視など)

※上記を超えるリソースが必要な場合は、システムの仕様から必要なスペックを判断させていただきます。

(4) 物理サーバ仕様

第 3 次庁内クラウドの新仮想化基盤は、物理サーバ 7 台 (6+1 台) 構成となり、スペックは以下の通りです。

※7 台のうち 1 台はフェイルオーバー用

- CPU : 336 コア (56 コア (28 コア × 2 ソケット) × 6 台)
- メモリ : 4,608GB (768GB × 6 台)
- ハイパーバイザー : VMware vSphere 7.0 U1

3 操作端末

仮想マシンを操作できる端末は高知電気ビル別館にあります。また、サーバ構築後は外部からリモート接続できる仕組みを利用できる場合がありますが、別途、接続回線等の契約を行う必要があります。

4 サーバ構築時の注意事項

- ・仮想マシンの持ち込みはサポート範囲外ですが希望される場合はご相談ください。
- ・操作端末の Windows10 からリモートデスクトップにより LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンに接続することはできません。
- ・構築時の外部メディアによるデータ持ち込みについてはご相談ください。
- ・LGWAN 系ネットワークに接続した仮想マシンはインターネットに接続できません。

5 その他、県庁のネットワーク環境として利用可能な機能等

- ・SSLサーバ証明書の発行
- ・公開用Webサーバのドメイン（サブドメイン）設定
- ・庁内メールサーバの利用（メール送信）

元高情政第 708 号
令和元年 9 月 24 日

各情報システム管理者 様

情報政策課長
(県庁ネットワーク管理者)

新リモートメンテナンスネットワークシステムの利用に係る
接続回線料について

このことについては、令和元年 8 月 5 日付け元高情政第 514 号「リモートメンテナンスネットワークシステムの利用形態の変更について（通知）」で、具体的な料金等を改めて連絡する旨を通知したところですが、このたび、情報ハイウェイのサービス提供事業者である（株）STNet から予定料金の情報提供がありましたので、下記のとおりお知らせします。

各管理者におかれましては、委託先事業者への周知や令和 2 年度当初予算見積作業等の対応について遺漏がないようにお願いします。

記

1 接続回線の種類、料金（1 回線あたり、税抜）

サービス種別：モバイルアクセス移動利用タイプ（Fiimo）

プラン：ベストエフォート エコノミープラン

データ容量：6GB

初期費用：39,100 円（工事費 27,300 円 事務手数料 3,300 円 V P N 設定 8,500 円）

その他：端末証明書発行手数料 300 円

回線利用料：2,580 円／月

2 その他

上記 1 のサービスが、現リモートメンテナンスネットワークシステムとデータ容量が同等のサービスになりますが、これ以外のサービスについてお知りになりたい場合には、別途お問い合わせください。

(問い合わせ先)

情報政策課 E-Mail 112801@ken.pref.kochi.lg.jp

・この通知に関すること

電子県庁担当 齊木、谷 内 2251

・情報ハイウェイに関すること

地域情報担当 上杉、吉森 内 9650

2 高情政第 606 号
令和 2 年 9 月 4 日

各所属長 様
(県立学校、警察を除く)

情報政策課長
(県庁ネットワーク管理者)

リモートメンテナンスネットワークシステムの利用について (通知)

令和元年 8 月 5 日付け元高情政第 514 号「リモートメンテナンスネットワークシステムの利用形態の変更について」により通知したことについて、変更後のリモートメンテナンスネットワークシステム (各管理者が所管する業務システムの運用保守事業者 (委託先) が外部からネットワーク経由で保守を行う際に利用するネットワークシステム) の構築を、第 4 次情報ハイウェイの運用保守事業者である株式会社 S T N e t と進めているところです。

このたび、回線契約方法、情報ハイウェイへの接続協議等についての協議が整いましたので、下記のとおり利用形態の変更に伴う対応をお願いします。

記

1 変更後のリモートメンテナンスネットワークシステムの概要

(1) 接続方法 (回線) の変更について

現在、情報政策課で用意したモバイル閉域網により接続を行っていますが、第 4 次情報ハイウェイ経由での接続に変更することとし、接続方法はモバイル接続又は構内接続に限ることとします。

(2) 接続回線契約、リモートメンテナンス用 V P N の構築等について

- 各運用保守事業者が直接第 4 次情報ハイウェイ総合窓口 (株式会社 S T N e t) へ第 4 次情報ハイウェイ接続サービスの利用申込みを行うこととなります。

第 4 次高知県情報ハイウェイ総合窓口

フリーコール : 0800-500-4351

メールアドレス : kochihw@stnet.co.jp

- 事前に県庁ネットワーク管理者である情報政策課長に協議し、承諾書の写しを添付の上申込みを行ってください。

(現行のリモートメンテナンスネットワークシステムの利用している保守事業者については、添付の必要はありません。)

- ・ 利用VPN名は「高知県リモートメンテナンス（I）」又は高知県リモートメンテナンス（LG）」としてください。

※（I）はインターネット接続系、（LG）はLGWAN接続系ネットワーク

なお、1回線でLGWAN接続系ネットワークとインターネット接続系ネットワークの両方に接続することができませんので、ネットワークごとに回線契約が必要となります。ただし、1つのネットワーク内に複数のシステムがある場合は1回線で運用保守を行うことができますが、データ容量の上限に留意する必要があります。

- ・ 専用のクライアント端末はこれまでどおり情報政策課から各所属を通じて各運用保守事業者へ貸与することとなります。各運用保守事業者へは、貸与された端末に第4次情報ハイウェイへの接続のための設定等を行うよう依頼してください。

（3）第4次情報ハイウェイへの接続協議について、

- ・ 情報政策課にて接続協議を行いますので、各運用保守事業者から個別に行う必要はありません。
- ・ 各課から情報政策課に行うリモートメンテナンスネットワーク利用協議を行う際、各運用保守事業者が契約を予定する第4次情報ハイウェイ接続サービスの内容についての記載が必要となります。

（4）リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始について

- ・ リモートメンテナンスネットワークシステムの利用開始は、リモートメンテナンスネットワーク利用協議が承認された後となります。

2 今後の事務手続き及びスケジュール（予定）

（1）事務手続きの流れ

- ① 事前に各運用保守事業者から直接第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社STNet）に、第4次情報ハイウェイへのアクセス方法、アクセス回線等を相談し、第4次情報ハイウェイ接続サービス契約予定内容を各業務システム管理者（各所属）に提供する。
- ② 各業務システム管理者（各所属）から県庁ネットワーク管理者（情報政策課）へリモートメンテナンスネットワーク利用協議の申請を行う。

申請に必要な書類は次のとおり

I リモートメンテナンスネットワーク利用協議書

（添付ファイル「01_shinseisyo」）

II 業務委託契約書の写し

（契約日、契約相手、対象システム及び契約期間が分かるページのみで可）

Ⅲ 利用者情報

(添付ファイル「02_riyousyajoho」)

Ⅳ 利用者全員分の誓約書

(添付ファイル「03_seiyakusyo」)

※ 現行のリモートメンテナンスネットワークシステムを利用し、運用の見直し後も利用の継続を希望する場合で、契約情報及び利用者情報の変更が無い場合は、上記Ⅱ～Ⅳの提出は必要ありませんが、Ⅰへその旨の記載をお願いします。

- ③ 県庁ネットワーク管理者（情報政策課）から第4次情報ハイウェイ管理者に第4次情報ハイウェイの接続協議を行い、承認が得られた場合は、各業務システム管理者（各所属）にリモートメンテナンスネットワーク利用の承認通知及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ④ 各業務システム管理者（各所属）から各運用保守事業者へリモートメンテナンスネットワーク利用承認通知の写しの提供及びリモートメンテナンス用のパソコンの貸与を行う。
- ⑤ 各運用保守事業者から第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社STNet）へ第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みを行う。
- ⑥ 第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社STNet）から、第4次情報ハイウェイに接続するための機器（モバイル接続の場合はUSB Dongle）等の貸与を受け、各業務システム管理者（各所属）から貸与されたパソコンに各種設定を行いリモートメンテナンスを開始する。

（2）各運用保守業者が行う第4次情報ハイウェイ接続サービスの申込みについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク等への需要が増大しているため、第4次情報ハイウェイ総合窓口（株式会社STNet）から接続用機器の調達やリモートメンテナンス用VPNの構築等に2～3か月を要する可能性があるとの情報提供がありました。

つきましては、現行のリモートメンテナンスネットワークシステムから継続して利用を希望される場合は、早めの対応を依頼していただきますようお願いします。

（3）現行運用時期の終了について

終了時期：令和2年12月31日

※ 令和元年8月5日付け通知では、令和2年9月30日に終了するとお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し現行の運用期間を延長することとします。

(4) その他

- ・ 事務手続きの概略図についても作成しましたので委託先への情報提供をお願いします。(添付ファイル「04_gaiyou」)
- ・ 上記スケジュール等を変更する場合は別途連絡します。

(問い合わせ先)

高知県総務部 情報政策課 電子県庁担当 齊木

〒780-0870

高知市本町 4-1-16 (高知電気ビル別館 7 階)

TEL: 088-823-9773 FAX: 088-823-9647